市民救命サポーター・ステーション及び 市民救命サポーター・ほーむ設置要綱

豊中市消防本部

1 目的

本要綱は、自主防災の理念を基に、豊中市内の事業所等及び市民を対象として、日常及び災害時における救急事故による負傷者等の救護活動を実施し、安全・安心のまちづくりを推進することを目的とする。

2 対象

(1) 市民救命サポーター・ステーション

対象事業所等は、本活動目的の主旨に賛同し、継続して活動が可能な下記に該当する事業所等とする。ただし、特に消防長が認めるものについては、この限りではない。

- ア 給油取扱所(営業用)
- イ 従業員(固定パート人員含む)が10人以上の事業所で、 不特定多数の者が利用する施設
- ウ 従業員が10人以上の事業所で、車両を使用し外回り 業務を行う事業所
- 工福祉施設
- オ市の施設
- カスポーツ施設
- (2) 市民救命サポーター・ほーむ 本活動目的の主旨に賛同し、継続して活動ができる市民 とする。

3 名称

(1) 対象事業所等で、5 に掲げる認定に該当する事業所等を「市民救命サポーター・ステーション」と称する。

- (2) 市民の普通救命講習修了者で、活動協力者宅を「市民救命サポーター・ほーむ」と称する。
- (3) 市民救命サポーター・ステーションでの普通救命講習 修了者及び市民救命サポーター・ほーむの個人を「市民 救命サポーター」と称する。
- 4 市民救命サポーター・ステーション及び市民救命サポータ ー・ほーむ設置要件
 - (1) 市民救命サポーター・ステーション設置要件は、次のとおりとする。ただし、大阪府石油商業組合北大阪支部に所属する当市内の給油取扱所については(1)の規定は適用しない。
 - ア 対象事業所等において、普通救命講習修了者が全従業員 (固定パート人員含む) の半数以上在籍していること。
 - イ 普通救命講習修了者とは、新たに当該講習を受講した者 及び既に普通救命講習を修了している者については、豊中 市消防本部が定める期間(有効期間)内に再講習を受講し、 常に有効な普通救命講習の知識・技能を有していると認め られる者とする。
 - (2) 市民救命サポーター・ほーむ設置要件は、次のとおり とする。
 - ア市内居住者で、普通救命講習修了していること。
 - イ 普通救命講習修了者とは、新たに当該講習を受講した者 及び既に普通救命講習を修了している者については、豊中 市消防本部が定める期間(有効期間)内に再講習を受講し、 常に有効な普通救命講習の知識・技能を有していると認め られる者とする。
- 5 市民救命サポーター・ステーション及び市民救命サポーター・ほーむの認定 市民救命サポーター・ステーション及び市民救命サポーター

- 一・ほーむの認定は、上記4の設置要件を満たし、認定申請 のあった事業所等及び市民とする。
- 6 認定に関する事務
 - (1) 市民救命サポーター・ステーション
 - ア 認定は、市民救命サポーター・ステーション認定申請書 (別添1)を受理し、受付欄に認定事務担当者の意見を付 して、市民救命サポーター・ステーション受理認定簿(別 添2)に記載の上、消防長決裁を受ける。
 - イ 認定した事業所等に「市民救命サポーター・ステーション認定証」(別添3)及び「表示マーク」(別添4)を交付する。
 - ウ 認定証交付枚数は、1事業所1枚とするが、同一事業所でその営業所が別施設に分かれている場合は、別事業所として交付することができる。
 - エ 車両を運用する事業所には、「車両用表示マーク」(別 添 5) 又は(別添 6) を交付する。
- (2) 市民救命サポーター・ほーむ
 - ア 認定は、救命講習時、安全、安心の地域を目指して「市 民救命サポーター・ほーむ」への協力のお願い(別添 7) による申し込み書を受理しOAシステムに登録する。
 - イ 認定した市民に「市民救命サポーター・ほーむ明示ステッカー (別添8)、豊中市告示救急医療機関案内図 (別添9)、救急要請時の要領 (別添10)添付し交付する。

7 認定の取消し

市民救命サポーター・ステーションは認定事業所等から普通救命講習修了者が全従業員の半数に満たなくなった旨の届出があった時は、認定の取消しを行う。

8 活動内容

活動内容は、本要綱1の目的を達成するため、次に掲げる内

容とする。

- (1) 観察
- (2) 1 1 9 通報
- (3) 安全確保
- (4) 応急手当
- (5) 誘導
- (6) 情報提供

9 活動連絡

市民救命サポーター・ステーション及び市民救命サポーター・ほーむにおいて、市民救命サポーターが事業所等内又は周辺地域において活動を実施した場合、豊中市消防本部救急課へ活動内容(別添11)をファックス又はメールにて連絡する。

10 表彰

市民救命サポーター・ステーション及び市民救命サポーター・ほーむとして活動を実施した結果、その功績が特に顕著であると認める場合は、これを表彰する。

附則

(平成18年10月20日 豊消救第58号消防長通知) この要綱は、通知の日から施行する。

(平成19年1月4日 豊消救第71号消防長通知)

この要綱は、通知の日から施行する。

市民救命サポーター・ステーション認定申請書

平 成 年 月 日

豊中市消防長様	(申請者) 住 所 氏 名					
市民救命サポーター・ステーションについて下記のとおり申請いたします。						
事業所等名称						
管 理 責 任 者 職 ・氏名						
*登録認定番号	第	3				
要 綱 に 定 め る 市民救命サポーターの数 (認定基準 概ね半数以上)	市民救命サポーター	名				
	従業員	名				
*受 付 欄						

注 *には記入しないこと。

市民救命サポーター・ステーション受理認定簿

事業所名等	認定年月日
	第号平成年月日
	第 号 平成 年 月 日

第〇〇〇子

認定証

○○○○○様 豊中市消防本部が定める 市民教命サポーター・ステ ーションの基準に適合し ていることを認定します

平成 〇〇年〇月〇〇日

豊中市消防本部 消防長 ○ ○ ○ 市民教命 サポーター・ステーション 認定証



第号平成年月日 登中市消防本部

市民救命サポーター



豊中市消防本部認定





安全、安心の地域を目指して

「市民救命サポーターほーむ」への協力のお願い

突然、あなたの目の前で、人が倒れて意識が無い。急に体調が悪くなり苦しがっている。鋭利なもので負傷して大量に出血している。などが起こったら

こんな時、あなたはどうしますか。家族に起こった突然の病気や事故、また 近所から助けを求められたら、どうしますか。

「わたしできます。その命を救えます。」

を実践するため、その為の知識、技術、「応急手当」を身に付け、自分の家族の ためだけでなく、地域、社会のために、この共に助け合う活動に協力していた だける方を「市民救命サポーターほーむ」として登録する制度を設けておりま す。

ボランティア としての活動です

普通救命講習を受講された方へのお願いです。今、身に付けた応急手当を、 勇気を出して「命を救う」ために、地域のために力を貸していただけませんか。 ちょっとした、あなたの手助けで助かる命があります。

「自らの命は自らで守る。」「地域の安全は地域で守る。」

防災の基本ですが、自然災害の多発する今こそ、そんな活動が、それを実行する人が求められています。

ご協力いただける方は、下記の当市消防本部救急担当にお知らせ下さい。 御協力いただける場合は、広く地域の方に見えるよう、自宅の前に「市民救命サポーターほーむ」のステッカーを貼付していただくこととしています。

連絡先 豊中市消防本部 救急担当 細井・勝田Tel 6846-8414

申し込み

住 所 豊中市

フリガナ 氏 名

TEL

「市民救命サポーター・ほーむ」明示ステッカー仕様

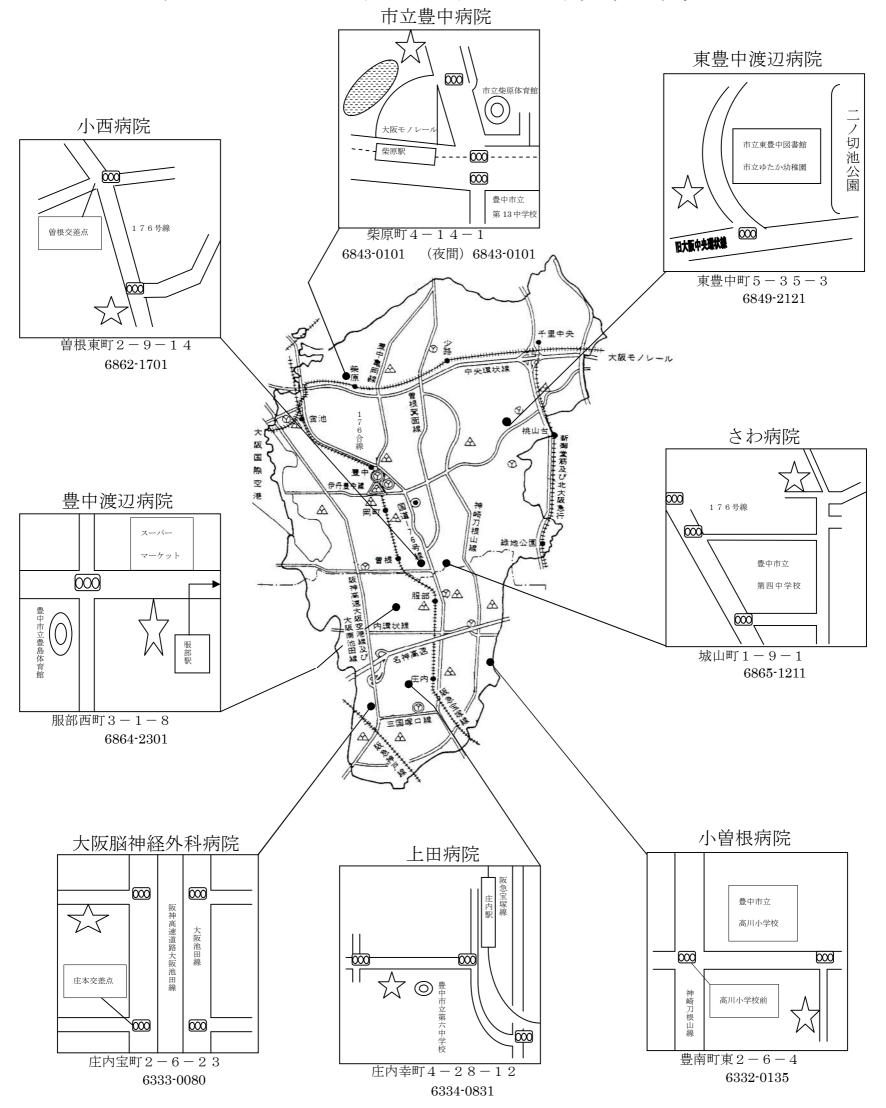


- ① サイズ 縦 165mm×横 55mm
- ② 材質 プラスチック
- ③ 指定色 下地・・・・・・青色 文字及び飾り線・・・白色 その他・・・・・黄色、茶色、

赤色、黒色

④ フォント 縦書き、丸ゴシック他

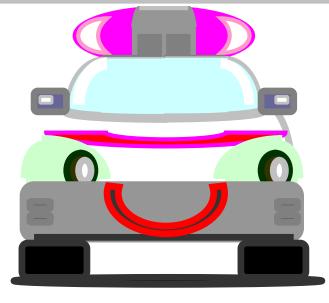
豊中市告示救急医療機関案内図

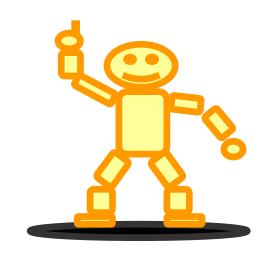


市民救命サポーターの皆様へ

救急車は、下記の要領で呼んで下さい。

<u>救急車の呼び方</u> 119番が通じたら、次のように話して下さい
① 救急です。場所は 町の 番 号です。
② わかりやすい目標などを言って下さい。
③ (だれ・何)が(どうなって)います。
4 私の名前は です。 この電話番号は 番です。





豊中市消防本部 救急課 あて

平成 年 月 日 送付

市民救命サポーター活動記録書					
活動年月日		平 成	年	月	В
事業所等名称 市民救命サポーター氏名					
活 動 場 所 ・住 所					
活動開始時間					
活動終了時間					
発見時の状況					
活動内容					
備考					

送付先 豊中市消防本部 救急課

06-6846-8414 (Fax06-6843-0119)